



令和2年度 第1回 始良市地域自立支援協議会

日 時 令和2年7月28日（火）午前10時～
場 所 始良市役所2号館3階第1～第3委員会室

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 始良市長あいさつ
- 4 委員紹介
- 5 事務局紹介
- 6 会長あいさつ
- 7 議事
 - (1) 始良市地域自立支援協議会について
 - (2) 始良市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画について
 - (3) 各専門部会から報告
 - ア 相談支援部会
 - イ 子ども部会
 - ウ 就労支援部会
 - エ 精神保健福祉部会
- 8 その他
- 9 閉会

【資料】

- 1 始良市地域自立支援協議会委員名簿
- 2 始良市地域自立支援協議会専門部会 部会員名簿
- 3 始良市地域自立支援協議会要綱
- 4 始良市第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画について
- 5 相談支援部会 報告
- 6 子ども部会 報告
- 7 就労支援部会 報告
- 8 精神保健福祉部会 報告

始良市地域自立支援協議会 委員名簿

任期；令和元年6月4日～令和3年3月31日

区分	委員構成	番号	委員氏名	役 職	
1号 委員	障害者関係団体 の代表者	1	竹田 正利	始良市身体障害者協議会	会 長
		2	長尾 文磨	始良市手をつなぐ育成会	会 長
2号 委員	民生委員、児童 委員の代表者	③	堀 朝子	始良市民生委員・児童委員 協議会連合会	副会長
3号 委員	地域自治組織の 代表者	4	野口 治将	始良市校区コミュニティ 協議会連絡会	会 長
4号 委員	障害者福祉サー ビス事業所の代 表者	5	羽月 幹男	障害福祉サービス事業所 セルフあいら	理事長
		6	樋之口 亮	地域生活支援事業所アシスト (相談支援部会)	施設長 部会長
		7	山口 格	障害者支援施設 喜びの里	施設長
		8	山之内 浩子	サン・ヴィレッジ始良	施設長
5号 委員	関係行政機関の 職員	⑨	北原 和博	鹿児島県始良・伊佐地域振興局 地域保健福祉課	課 長
		10	深浦 卓二	始良市社会福祉協議会	会 長
6号 委員	学識経験を有す る者	11	蓑毛 良助	鹿児島国際大学	名誉教授
7号 委員	保健、医療機関 の関係者	⑫	久保園 サトミ	鹿児島県始良・伊佐地域振興局 健康企画課	課 長
		13	山畑 良蔵	県立始良病院	院 長
		14	東 正広	加治木記念病院 地域連携室 (精神保健福祉部会)	地域連携室長 部会長
8号 委員	教育、雇用及び 就労に関する機 関の関係者	15	谷村 真由美	県立加治木養護学校	校 長
		⑬	前田 浩二	始良市教育委員会 学校教育課	教育部次長 兼課長
		17	大村 貢	あいらいさ障害者就業・生活 支援センター	所 長
		⑭	大脇 弘之	国分公共職業安定所	統括職業 指導官
		19	羽月 賢治	障害福祉サービス事業所 セルフあいら (就労支援部会)	施設長 部会長
9号 委員	障害者及び障害 児の発達及び療 育に関する機関 の関係者	⑯	松下 邦彦	児童発達支援センター虹の家	施設長
		21	大友 良治	障害者支援施設 さちかぜ	施設長
		⑰	小門口 幸二	生活支援センター さちかぜ (子ども部会)	課長 部会長

○は令和2年度～選任

始良市地域自立支援協議会専門部会 部会員名簿

資料 2

I 相談支援部会

分野	No.	事業所等名	部会長
相談支援事業所	1	地域生活支援事業所 アシスト	◎
	2	生活支援センター さちかぜ	
	3	鹿児島サン・ヴィレッジ始良	
	4	相談支援事業所 ほっと	
	5	ウイングプランセンター	
	6	障害児相談支援事業所 虹の家	
	7	始良市社会福祉協議会	
	8	相談支援事業所 ともしび	
	9	相談支援事業所 あじさい	
	10	Becoming相談支援	
	11	ネクサスプランセンター	

II 就労支援部会

分野	No.	事業所等名	部会長
就労移行支援事業所 サービス管理者	1	地域支援さちかぜ	
	2	障害福祉サービス事業所あじさい園	
	3	障害者支援センターワークショップあいら	
就労継続支援 A型サービス管理者	4	アポロあいら事業所	
	5	就労継続支援事業所ゆいの里	
	6	イーサポート	
	7	和善	
	8	コミュニケーションAREA	
	9	白銀坂事業所	
	10	KANON事業所	
	11	サンテリエ愛ら	
就労継続支援 B型サービス管理者	12	さちかぜ	
	13	サン・ヴィレッジ始良	
	14	サンテやまだ	
	15	障害福祉サービス事業所あじさい園	
	16	のぞみの星	
	17	障害者支援施設喜びの里	
	18	障害福祉サービス事業所セルフあいら	◎
	19	サポートハウス颯	
	20	障害者支援センターワークショップあいら	
	21	アーク・霧島	
	22	白銀坂事業所	
23	アポロかじき事業所		
24	就労・自立支援事業所 チェスト		
公共職業安定所	25	国分公共職業安定所	
就労支援機関	26	あいらいさ障害者就業・生活支援センター	

Ⅲ 子ども部会

分野	No.	事業所等名	部会長
療育機関等	1	生活支援センターさちかぜ	◎
	2	生活支援センターさちかぜ	
	3	児童発達支援センター 虹の家	
	4	児童発達支援センター 虹の家	
保育所	5	始良市保育協議会	
特別支援学校	6	鹿児島県立牧之原養護学校	
	7	鹿児島県立牧之原養護学校（始良市在住の保護者代表）	
	8	鹿児島県立加治木養護学校	
	9	鹿児島県立加治木養護学校（始良市在住の保護者代表）	
医療機関	10	国立病院機構南九州病院 地域医療連携室地域連絡係	
関係行政機関	11	始良市 健康増進課 母子保健係	
	12	始良市 子どもみらい課 保育係	
	13	始良市 子どもみらい課 子ども相談支援センター あいびあ	
	14	始良市教育委員会 学校教育課 教育指導係	
	15	始良・伊佐地域振興局 保健福祉環境部（始良保健所）	
	16	鹿児島県こども総合療育センター 地域支援課	
	17	鹿児島県こども総合療育センター 地域支援課	

Ⅳ 精神保健福祉部会

分野	No.	事業所等名	部会長
医療機関	1	県立始良病院	
	2	加治木記念病院	◎
	3	希望ヶ丘病院	
	4	南九州病院	
	5	青雲会病院	
	6	加治木温泉病院	
	7	大井病院	
福祉サービス・相談支援事業所・ピアサポート	8	地域生活支援事業所 アシスト	
関係行政機関	9	始良・伊佐地域振興局 保健福祉環境部（始良保健所）	
	10	始良市 健康増進課	
	11	始良市 社会福祉課	

○始良市地域自立支援協議会要綱

平成25年7月19日告示第408号

始良市地域自立支援協議会要綱

始良市地域自立支援協議会要綱（平成22年始良市告示85号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等の福祉に関する様々な問題について調整を図るため、始良市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1） 障害者の自立支援に係る地域の課題への対応に関すること。
- （2） 障害者の相談支援事業に関すること。
- （3） 地域の障害福祉関係機関の連携及び支援体制に関すること。
- （4） 障害福祉計画の策定及び変更に関すること。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、障害福祉の増進に関し市長が必要と認めること。

（協議会の構成等）

第3条 協議会は、25人以内の委員で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- （1） 障害者関係団体の代表者
- （2） 民生委員・児童委員の代表者
- （3） 地域自治組織の代表者
- （4） 障害者福祉サービス事業所の代表者
- （5） 関係行政機関の職員
- （6） 学識経験を有する者
- （7） 保健、医療機関の関係者
- （8） 教育、雇用及び就労に関する機関の関係者
- （9） 障害者及び障害児の発達及び療育に関する機関の関係者
- （10） その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌年度末までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（役員）

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会の会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（専門部会）

第7条 協議会には、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の組織、運営等については、会長が協議会に諮って定める。

（守秘義務）

第8条 協議会及び専門部会の委員は職務上知り得た秘密や個人に関する情報を他人に漏らしてはならない。その職務を離れた後も同様とする。

（庶務）

第9条 協議会の庶務は、長寿・障害福祉課において処理する。

（委任）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

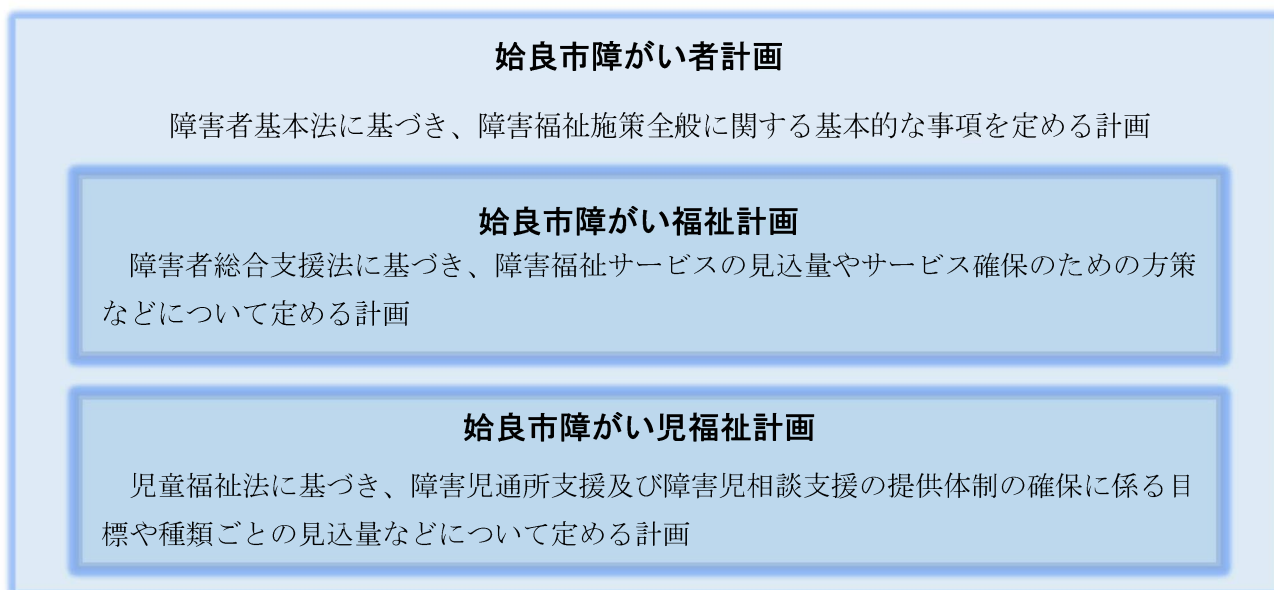
- 1 この告示は、平成25年7月19日から施行し、平成25年8月1日から適用する。
- 2 この告示の施行後、最初に招集すべき会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

(施行期日等)

- 3 この告示は、令和元年6月4日から施行する。
- (経過措置)
- 4 市長は、この告示の施行の前においても、始良市自立支援協議会の開催に関し必要な準備行為をすることができる。

1 「障がい者計画」と「障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」の関係

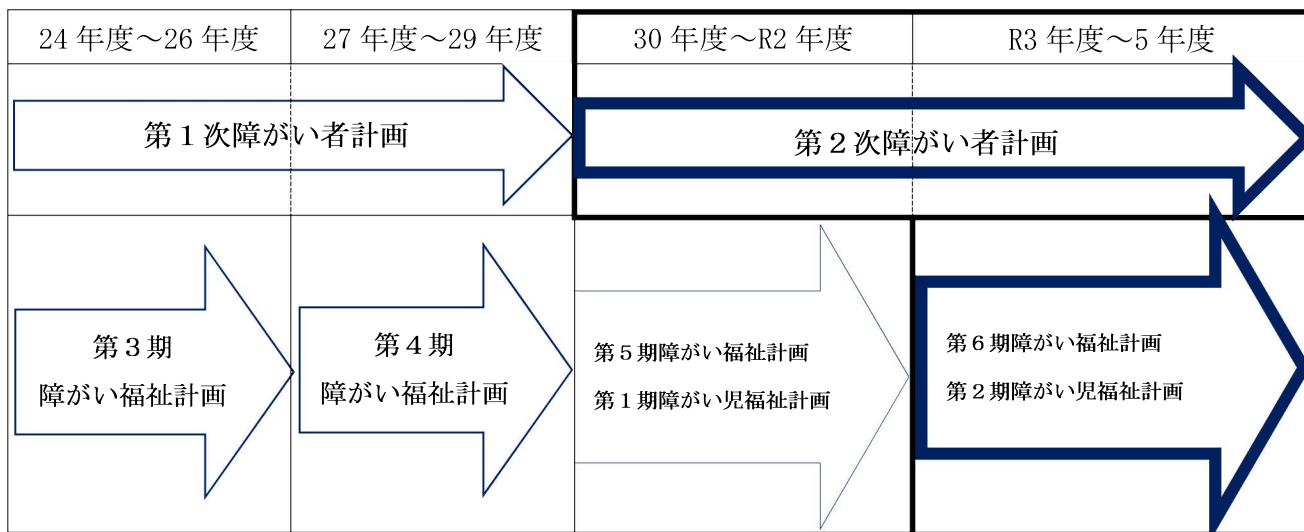


2 障害福祉計画等と他の計画との関係

- 総合計画
- 地域福祉計画
- 医療計画
- 介護保険事業計画
- 子ども・子育て支援事業計画

これらの計画との調和及び各計画の主管課との連携を図る

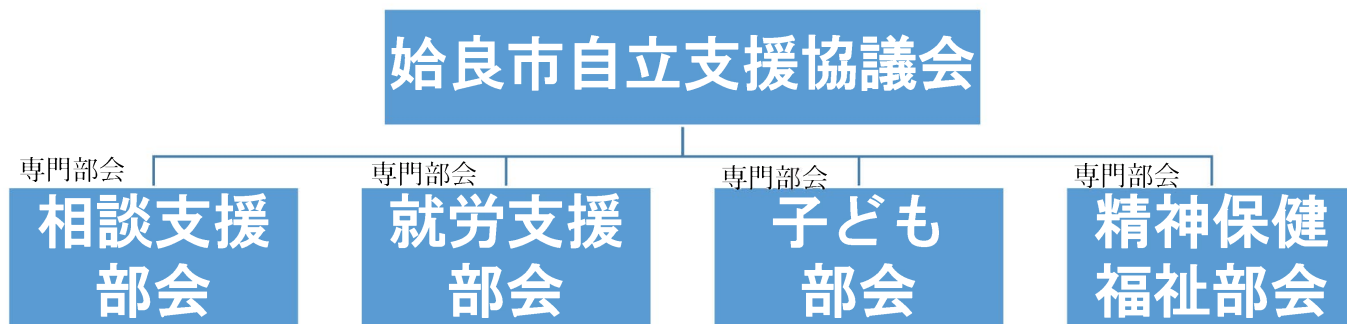
3 障害福祉計画等の策定時期・計画期間



4 障がい者福祉計画等の策定体制

計画の策定にあたっては、現状の把握と課題の抽出に向け、障がい者の実態と、今後の日常生活化や障がい者福祉サービスに対する利用意向などを把握するために「アンケート調査」を実施する。

調査結果を踏まえ、各専門部会での検討結果を集約し、その内容について検討を行う。



5 障がい者福祉計画等策定スケジュール（案）

年 月	事務局(基幹相談支援センター)	専門部会	地域自立支援協議会
R2.4	委託仕様書の検討、入札準備	4/22 相談支援部会(中止)	
5	5月下旬:計画策定業務委託事業者指名競争入札	5/12 子ども部会(中止) 5/19 就労支援部会(中止) 5/20 相談支援部会(中止) 5/27 精神保健福祉部会(中止)	
6	6月上旬:計画策定業務委託事業者との契約締結 6月計画作成担当者説明(書面)	6/17 相談支援部会 6/24 精神保健福祉部会 6/30 子ども部会	
7	アンケート調査 (7/22 発送~8/12 締め切り)	各専門部会(相談、子ども)	7/28 第1回協議会 概要・アンケート説明
8	障がい者の意向調査・分析 関係機関の意向把握	各専門部会(相談、就労)	
9	9/11 基礎データ・サービス利用実績の分析、サービス種類ごとの見込み量等の設定	各専門部会(相談、子ども)	9/17 第2回協議会 アンケート結果速報含む
10	施策・推進体制の検討	各専門部会(相談)	
11	初旬に計画素案の作成・提出	各専門部会(相談、子ども)	11/19 第3回協議会
12	12/11 計画案の提示	各専門部会(相談、就労)	
R3.1	パブリックコメント期間	各専門部会(相談、子ども)	1/28 第4回協議会
2		各専門部会(相談、精神)	
3	計画書の印刷・提出(3/23まで)		

令和2年7月28日

令和2年度第1回始良市地域自立支援協議会

1 部会開催状況（前回始良市地域自立支援協議会（R1.10.29）以降）

	開催日	時間	協議事項
1	令和元年 11月29日（金）	15:00 ～17:00	<ul style="list-style-type: none"> 各事業所よりケース報告 連携についての必要性について 保健師、サビ管、医療機関、教育機関 基幹相談支援センターの在り方について 虐待研修会について
2	令和元年 12月18日（水）	15:00 ～17:00	<ul style="list-style-type: none"> 各事業所よりケース報告 虐待研修会について 始良市で不足している事業について
3	令和2年 1月21日（火）	15:00 ～17:00	<ul style="list-style-type: none"> 各事業所よりケース報告 あいすくファイルの活用について 新規の依頼が多いが、すぐに受け入れられず、相談支援専門員不足がみられる
4	令和2年 6月17日（水）	15:00 ～17:00	<ul style="list-style-type: none"> 発達相談で医療機関受診を行う際の流れについて 県外から一時的に始良に帰ってきた方の支援について 視覚障害のある方の同行援護や移動支援の利用について コロナの影響からみえてきたこと
5	令和2年 7月15日（水）	15:00 ～17:00	<p>【オンライン会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> コロナ対策について コロナが流行している中、医療的ケアが必要な方や難病の方などのモニタリングの行い方、対応法について 新規でサービスを使いたい方の円滑な相談支援について

* 令和2年1月25日 障害者虐待防止・権利擁護研修会開催

内容 ①始良市の障害者虐待の現状

②講話『障害者虐待防止と私たちの仕事』 講師：相談支援事業所ともいき 石場俊秋氏

③ワーク～支援現場から虐待を考えよう～

2 部会から見えてきた始良市の課題

ア 障害児相談支援において適切な医療機関受診のための簡易検査等対応の整備が必要。

イ 個別性を伴う複雑多岐なサービスの支給やその判断基準が流動的に変化し、スムーズな相談支援の提供が困難になってきている。

ウ ヘルパーサービスや就労系サービスの利用希望は多くあるものの、支給決定のために必要な計画相談支援が受けられない状態となっている。

3 今後の予定

(1) オンライン環境の整備を行い、感染防止に配慮した会議や研修の実施について検討していく。

(2) 障害福祉サービス利用を希望される方への円滑な計画相談の実施及びそのための体制整備の検討。

子ども部会 活動報告

資料6

令和2年7月28日

令和2年度第1回始良市地域自立支援協議会

1 部会開催状況（前回始良市地域自立支援協議会（R1.10.29）以降）

	開催日	時間	協議事項
1	令和元年11月12日(火)	10:00～11:45	各種相談窓口 第2回研修会について
2	令和元年12月17日(火)	10:00～11:55	多面的な支援
3	令和2年1月21日(火)	10:05～11:25	始すくファイル
4	令和2年2月10日(月)	13:30～13:50	第2回研修・交流会（情報交換会） について説明
5	令和2年3月10日(火)	中止	今年度の取り組み及び次年度の計画
6	令和2年6月30日(火)	10:05～11:45	今年度の活動計画 新型コロナウイルス感染症における 各機関の取り組みについて

研修会

	開催日	時間	テーマ
1	令和2年2月10日(月)	14:30～15:20	新しい子ども相談窓口を知ろう
		15:30～16:30	交流会（情報交換会）

2 部会から見てきた始良市の課題

小→中、中→高への移行で不安な保護者が多いこと、療育機関を利用する親御さんのニーズの多様化、医療的ケア児の現状について

ア 移行支援

○ 始すくファイルの活用も含めた、たて、横のつながりについて

イ 第2期障害児福祉計画の作成

○ 第1期の振り返りとニーズの確認をもとに協議

ウ 医療的ケア児の受け入れについて

○ ニーズ、課題の確認、必要な取り組みについて

エ 療育に必要な児のアセスメント

○ 家庭のニーズへの対応、必要な子どもへのアセスメントの視点について

3 今後の予定

	開催日	協議事項		開催日	協議事項
1	7月21日(火)	移行支援 【書面にて意見集約】	4	1月19日(火)	療育の必要な児の アセスメント
2	9月15日(火)	福祉計画	5	3月16日(火)	今年度の活動のまとめ 及び次年度に向けて
3	11月17日(火)	医療的ケア児の 受け入れについて			

就労支援部会 活動報告

資料7

令和2年7月28日
令和2年度第1回始良市地域自立支援協議会

1 部会開催状況（前回始良市地域自立支援協議会（R1.10.29）以降）

	開催日	時間	協議事項
1	令和2年7月6日 (月) ※上記日程で開催 予定でしたが、コ ロナウィルス感染 拡大防止に鑑み書 面での実施としま した。	: ~ :	<ul style="list-style-type: none">・就労支援部会について・今年度の活動計画・優先調達について・就労支援に関する情報誌・龍門滝温泉販売ブースの案内

2 部会から見えてきた始良市の課題

ア 障害者優先調達推進法が平成25年からスタートしているが、始良市の平成30年度、令和元年度の実績は他市と比較しても低めで推移している。優先調達について周知されていない状況があるのではないかと考える。

3 今後の予定

- (1) 就労支援部会を通じて、横の連携の構築に努める。
- (2) 県の共同受注センターに講師に来ていただき研修を行い、優先調達の理解を深める。
- (3) 情報誌の内容を充実させ、活用していただけるよう努める。

精神保健福祉部会 活動報告

資料 8

令和 2 年 7 月 28 日

令和 2 年度第 1 回 始良市地域自立支援協議会

1 部会開催状況（前回始良市地域自立支援協議会（R1.10.29）以降）

	開催日	時間	協議事項
1	令和 2 年 6 月 24 日（水）	14:00～ 15:00	1)精神保健福祉に関する始良市版ガイドブックの作成 ⇒掲載機関については始良・伊佐圏域内とし、掲載項目については継続して協議 2)研修会は、昨年度に続き成年後見制度について実施予定 ⇒講師、研修会内容については事務局で調整

2 部会から見えてきた始良市の課題

ア 精神保健に関する地域課題抽出のための意見の活発化

⇒地域生活で関わりが深い訪問看護事業所を精神保健福祉部会の会員にいらてはどうか

イ 社会資源の再発見と理解

⇒地域での生活を長く続けていくために不安軽減、解消を図るためのガイドブック作成（病院の特色等を掲載し、適切な医療受診に繋がるよう活用してもらう）

3 今後の予定

(1) 地域生活での活用を目指し、ガイドブックの作成と内容の充実を図る

(2) 成年後見制度についての研修『制度を利用した事例等について』 R 3 年 2 月頃実施予定